

食料・農業・農村政策審議会果樹部会の運営

①食料・農業・農村政策審議会関係法令（抄）

一 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

（設置）

第六条 （略）

- 1 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	法 律
<u>食料・農業・農村政策 審議会</u>	食料・農業・農村基本法
略	

二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（設置）

- 第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

- 第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べるこ

とができる。

- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでんぷんの価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

三 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る

分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

四 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第八条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十九年七月十二日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

五 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成二十年七月二十五日食料・農業・農村政策審議会決定）（抄）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
略	
果 樹 部 会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第三条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
略	
果樹部会	生産局生産流通振興課
略	

②果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）（粋）

第二章 果樹農業振興基本方針等

（果樹農業振興基本方針）

第2条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
- 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
- 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
- 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- 六 その他必要な事項

3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

（生産出荷安定指針）

第4条の3 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために1年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第2号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

- 一 対象とする期間
- 二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策

審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

○果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)(粋)

(果樹農業振興基本方針)

第一条 果樹農業振興特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の果樹農業振興基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(果樹農業振興基本方針等の対象果樹)

第二条 法第二条第二項の政令で定める果樹は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルとする。

(特定果実)

第五条 法第四条の三第一項の政令で定める果実は、うんしゅうみかんとする。

③果実等生産出荷安定対策実施要綱・要領(抄)

○果実等生産出荷安定対策実施要綱（抄）

第2 果実需給調整対策

指定果実について、需給の不均衡を是正するとともに、価格が低下した場合の影響を緩和することにより果樹園経営の安定を図るため、以下に定めるところにより、果実需給調整対策を実施するものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

- (1) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、毎年、開花状況、需要見通し等を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、有識者及び生産者団体の意見を聴いた上で、全国の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量を含む当年の適正生産出荷見通しを策定し、全果協、指定法人、地方農政局長を通じ（北海道にあっては直接）知事に通知するものとする。
- (2) 全果協は、(1)の適正生産出荷見通しが通知された場合には、都道府県ごとの生産出荷実績等を勘案して、生産局長が別に定めるところにより、都道府県別の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量（生食用適正出荷量にあっては、当年及び各出荷時期区分（当該年産の出荷期間を区分した期間をいう。以下同じ）の適正出荷量）を含む全国生産出荷目標を策定し、指定法人及び都道府県果協に通知するものとする。

○果実等生産出荷安定対策実施要領（抄）

第1 果実需給調整対策の実施

果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の果実需給調整対策の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

- (1) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、要綱第2の1の(1)の適正生産出荷見通しには、以下の掲げる事項を、食料・農業・農村政策審議会（果樹部会）等の意見を聴いた上で定めるものとする。
 - ア 全国の予想生産量
 - イ 全国の適正生産量
 - ウ 全国の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量
 - エ 全国の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置に関する基本的な事項

オ その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

(2) 要綱第2の1の(2)の全国生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 都道府県別の予想生産量

イ 都道府県別の適正生産量

ウ 都道府県別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量

エ 都道府県別の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置

(ア) (1)の適正生産出荷見通し、樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整に関する基本的な事項

(イ) うんしゅうみかんについて、各年ごとの生産量の変動を是正するに当たり、生産量の調整の効果が高く、かつ生産量の向上のために有効であり、それを実施した結果の確認が容易な方法として全果協が定めるもの（以下「特別摘果」という。）並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の実績面積

オ その他全国の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項